

美深町障害者活躍推進計画

機 関 名	美深町教育委員会
任 命 権 者	教育長
計 画 期 間	令和2年4月1日～令和5年3月31日(3年間)
美深町における障害者雇用に関する課題	教育委員会においては、人数要件から障害者任命状況通報の報告対象外の小規模の機関であり、これまでに障害者に限定した募集・採用を行っていない。 これまでも職員の配置については個別に対応してきおり、大きな問題は生じていないことから、組織的な体制整備や各種取組は特段行ってこなかった。

■ 目 標

①採用に関する目標	○在籍する雇用障害者数が前年度を下回らない。 ・新たに採用する場合は、採用者に対し、障害者であることの申告を呼びかける。但し評価結果の公表の方法については、本人の意向を確認の上検討する。
②定着に関する目標	なし

■ 取組内容

1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者である職員の相談窓口を設定し、庁舎において掲示板等により周知する。 ○役割分担及び各種相談先については、人事異動等変更が生じるため、定期的に更新を行う。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害者等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○障害者である職員に対しては、必要に応じて面談等を行い必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過度な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none">・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。・ 特定の就労支援機関からのみ受け入れを実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。